

令和5年度第4回 本庄市交通政策協議会 次第

日 時：令和6年1月24日（水）
午後1時30分～

場 所：本庄市役所（6階）大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）デマンドバス及びシャトルバスの仕様書（案）について

資料1

（2）令和5年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について

資料2

（3）本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について

資料3

4. その他

5. 閉 会

本庄市交通政策協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	選出区分 (本庄市交通政策協議会設置要綱第3条第2項)	備考
会長	ヤマカベ マサル 山下 部 勝	第1号委員 (本庄市長又はその指名する者)	本庄市副市長
委員	タヌマ ケンイチ 田 沼 健 一	第2号委員 (一般乗合旅客自動車運送事業者)	朝日自動車株式会社 運輸部長
委員	イシクラ ミキオ 石 倉 実 希 雄		十王自動車株式会社 代表取締役 専務
委員	関 キネ 関 根 肇	第2号委員 (一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体)	一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事
委員	ヤマダ ミツジ 山 田 三 二	第3号委員 (一般貸切旅客自動車運送事業者)	本庄観光株式会社 相談役
委員	アサミ ロクロウ 浅 見 禄 郎		協同貨物自動車株式会社 代表取締役
委員	ジングウ ツグよ 神 宮 つ ぐ よ	第4号委員 (一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体)	本庄地区タクシー協議会 会長
委員	タカハラ アキラ 高 原 昭		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事
委員	イツカ ミツヒロ 飯 塚 光 弘	第5号委員 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者)	朝日自動車労働組合 執行委員長
委員	マチダ ジュンイチ 町 田 純 一	第6号委員 (住民又は利用者の代表)	西今井自治会長
委員	ヤナギタ マコト 柳 田 信		本庄市老人クラブ連合会 副会長
監査委員	タナカ カズナリ 田 中 一 成		本庄商工会議所 専務理事
委員	エハラ テイジ 江 原 貞 治		児玉商工会 会長
委員	タヌムラ トモフミ 種 村 朋 文		本庄市身体障害者福祉会 会長
委員	ササハラ ヒサオ 笹 原 久 雄	第7号委員 (本庄警察署長又はその指名する者)	本庄警察署交通課 課長
委員	カネコ ナオ 金 子 昇	第8号委員 (児玉警察署長又はその指名する者)	児玉警察署交通課 課長
委員	フルカフ ユウヤ 古 川 雄 哉	第9号委員 (国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者)	埼玉県企画財政部交通政策課 主査
委員	ナカヤマ トシオ 中 山 俊 夫	第10号委員 (関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者)	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	オオセキ ヒロユキ 大 関 弘 之	第11号委員 (国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者)	国土交通省関東地方整備局建設部 都市調整官
委員	ナカス ケイタ 中 洲 啓 太	第12号委員 (道路管理者 (国道))	国土交通省大宮国道事務所 所長
委員	オカモト フミヤス 岡 本 史 靖	第12号委員 (道路管理者 (県道))	埼玉県本庄県土整備事務所 道路部長
顧問	アサノ ミツユキ 浅 野 光 行	第13号委員 (学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者)	早稲田大学 名誉教授
監査委員	ハヤシ トミジ 林 富 司		本庄市議会 議員

「本庄市A I デマンドバスシステム導入支援業務」の概要

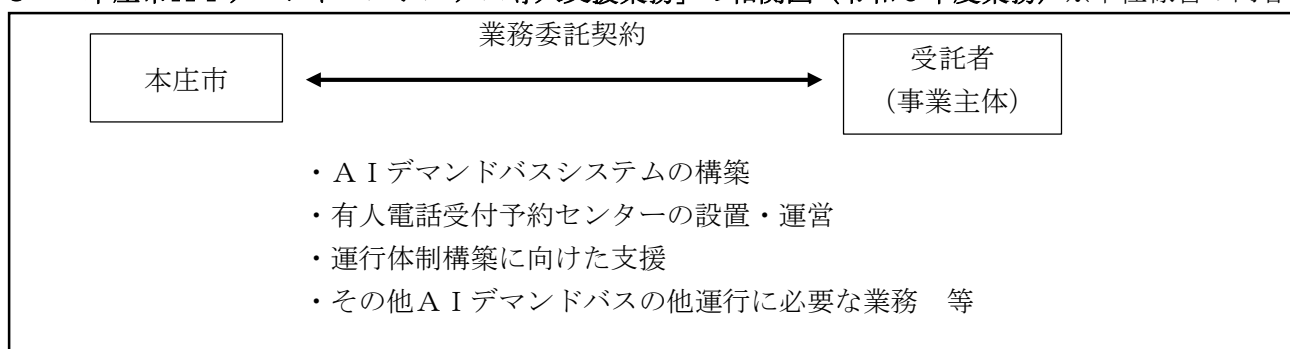
1 「本庄市A I デマンドバスシステム導入支援業務」の目的

「本庄市地域公共交通計画」に基づき、令和6年度に「デマンドバスの予約システムの改善」を図るため、A I デマンドバスシステムの導入をするものです。

2 本庄市交通政策協議会で協議する理由

A I デマンドバスシステムの導入については、本庄市交通政策協議会（地域公共交通会議）の協議事項ではありませんが（本庄市と受託者との契約）、令和7年度以降のデマンドバスの運行に関するため、協議会に諮るものです。なお、デマンドバスの業者選定については、令和6年度に別途予定しています。

3 「本庄市A I デマンドバスシステム導入支援業務」の相関図（令和6年度業務）※本仕様書の内容



4 令和7年度以降のデマンドバスの運行（案）について（現行のデマンドバスからの変更点）

①運行日	変更前	月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び12月29日から1月3日までは除く）
	変更後	毎日
②運行エリア	変更前	①「本庄北地域」②「本庄南地域」 ③「児玉市街地」④「児玉山間地域」
	変更後	①「本庄地域」（本庄北・本庄南地域を含む） ②「児玉地域」（児玉市街地・児玉山間地域を含む）
③運行時間	変更前	午前8時から午後5時まで
	変更後	午前8時から午後6時まで
④予約時間	変更前	午前8時から午後5時まで
	変更後	午前8時から午後6時まで
⑤予約方法	変更前	電話予約
	変更後	電話予約、アプリ、Web、LINE
⑥利用者登録制	変更前	なし
	変更後	利用者登録制（ただし、観光など一時利用者を対象とした簡易な登録を含む）
⑦支払方法	変更前	現金、回数乗車券
	変更後	現金、回数乗車券、交通系 IC カード等のキャッシュレス決済

本庄市A I デマンドバスシステム導入支援業務 仕様書 (案)

1 委託業務名

本庄市A I デマンドバスシステム導入支援業務

2 基本条件

- (1) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (2) 委託内容 A I デマンドバスシステムの構築及び運用に係る一式

※令和7年4月1日以降は、受託者と市又は市本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）が指定する運行事業者との間でシステム等の利用に関し、契約することを想定している。

3 業務対象地域

対象地域は、本庄市全域とする。

※詳細は、別添1を参照のこと。

4 業務目的

公共交通のマスタープランとなる「本庄市地域公共交通計画」に基づき、「デマンドバスの予約システムの改善」等のデマンドバスの見直しに取り組むものである。当該業務は、A I を活用したデマンドバスシステムを導入し、利便性向上に繋げることを目的とする。

5 業務内容

(1) 運行内容

ア 運行区域

業務対象地域及び別添1「運行エリアの範囲」のとおり

イ 乗降場所

アで指定するエリアにおいて400か所程度

ウ 運行車両

(ア) 運行に使用する車両（以下「乗用車両」という。）は、協議会が指定するワゴン車両4台で、運行事業者が車両リース会社とリース契約を締結する、又は車両を取得することで、常用車両を使用することを想定している。

(イ) 乗用車両が事故等で使用できない場合に運行する車両（以下「予備車両」という。）は、運行事業者が用意し、予備車両は運行事業者に使用する権利がある乗車定員11人未満の営業車（緑ナンバー）を想定している。

(ウ) 常用車両及び予備車両の点検及び清掃は、運行事業者が適宜実施し、適正な維持管理を行うことを想定している。

(2) 業務内容

ア 設計・協議

(ア) 発注者と綿密な打ち合わせを行い、**使用者利用者**に配慮した設計とすること。

(イ) 業務の進捗管理を遺漏なく行うこと。

イ 構築業務

(ア) A I デマンドバス配車に係る、本書に示す要求水準に沿ったシステムを構築し、各調整、マスタリングを行うこと。

- ウ 利用方法の説明・指導
 - (ア) 発注者~~担当者~~への説明・指導
 - (イ) 運行事業者への説明・指導
 - (ウ) 住民説明会における説明・指導に係る相談・支援
- エ 保守・運用
 - (ア) 運行時間帯及び発注者の就業時間内（平日 8:30～17:15 まで）は発注者及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問合せの受付を行うこと。ただし、緊急時においては、この限りではない。
 - (イ) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、発注者に随時報告すること。また、その際の代替運用を準備しておくこと。
- (3) システム概要
 - ア デマンド配車システムは、効率的な運行ルートの作成、運行をサポートする目的で、以下（5）で定める要件を満たす「デマンド配車システム」、「ユーザーアプリ（LINE ミニアプリ含む）」、「ドライバーアプリ」、「管理者Web」の機能をクラウド型システムにて構成すること。
 - イ ユーザーアプリの利用が困難な利用者に配慮し、電話による配車受付手段も整備すること。
 - ウ システムのデータセンターの立地場所が日本国内であること。
 - エ ドライバータブレット紛失時の顧客情報の漏洩対策の措置が取られていること（MDMによるデータ消去、ロックなど）
 - オ 管理者Webとドライバータブレットで不正アクセスへの対応策としてパスワード以外の措置が取られていること。
- (4) システムの提供範囲
 - ア 発注者が指定するエリアにおいて、運行車両4台~~及び予備車両1台~~がデマンド運行を行う体制とする（台数の拡大にも対応できるようにしておくこと）。
 - イ 各車両は乗合で運行されるものとし、発注者が指定するエリア内の乗降場所にて乗降可能とする。
 - ウ ~~車両及び車両メンテナンス、コールセンター（オペレーター含む）は、受注者が手配し、市協議会が指定する運行事業者へ貸与するものとする。運転手は、発注者が別途運行事業者と協議の上、用意することを想定する。~~
 - エ コールセンター用に管理用パソコン又はタブレットを用意すること。また、ドライバーアプリとして使用する車載器端末等（SIMカード、その他車載器付属品含む）については、運用車両数に応じた台数を提供すること。なお、何れも貸借又は購入による調達の手法は問わないが、~~通信費を含む~~所要額を提案価格に含めること（車載器端末は、タブレットサイズを基本とする）。
- (5) システムに関わる要件
 - ア 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（デマンド配車システム）
 - (ア) 利用者からの予約（電話・アプリ~~又は~~Web・LINE）を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。
 - (イ) 電話で予約を受ける際に、オペレーターによる管理者Webへの手動登録ができること。

- (ウ) 予約締切時間を任意に指定することができること。
- (エ) 予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応すること。
- (オ) AIによる乗降拠点選択方式を有する配車システムであること。
- (カ) 運行範囲の設定が可能であり、更に運行区域拡大に対応できること。
- ~~(キ) MaaSアプリのAPI連携が可能であり、国内での実績を有すること。~~
- ~~(ク) バスロケーションシステムと連携が可能であり、国内での実績を有すること。~~
- (キ) 車椅子対応等の機能を保持し、国内での実績を有すること。
- ~~(コ) 交通系ICカード等のキャッシュレス決済機能を保持し、国内での実績を有すること。~~
- (ク) 乗車人数の設定が可能であること。
- (ケ) オペレーターの判断により、需要が集中する時間帯に限り、予約の少ない運行区域の車両を予約の多い運行区域で運行させるなど、需要に応じた柔軟な運行が可能であること。

イ ユーザーアプリ

- (ア) 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降場所の案内ができること。
- (イ) 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。
- ~~(ウ) 利用者からの予約状況は、ユーザが指定した現在地、目的地を踏まえ、システムが乗降場所を確定し、ユーザアプリ上でも確認できること。~~
- (ウ) ユーザーアプリはiOSとAndroid双方に対応すること。
- (エ) 事前予約に対応できること。
- (オ) ~~詳細な地図標記とすること。地図表示から乗降地点の指定が行えること。~~
- ~~(キ) クレジットカード決済については、国内を含む主要なカードに対応できること。~~
- (カ) アプリ利用初心者でも容易に利用できること。
- (キ) その他、利用者の活用促進や利便性を高める機能を有すること。

ウ LINEミニアプリ

- (ア) 市の公式LINEから予約機能を起動できること。
- (イ) LINEミニアプリ内で登録・予約が完結すること。
- (ウ) 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降停留所の案内、~~車両位置情報の確認~~ができること。
- (エ) 乗車人数、乗降車希望時間を任意に指定することができること。
- ~~(オ) ユーザが指定した現在地、目的地を踏まえ、システムが乗降停留所を確定し、ユーザアプリ上でも確認できること。~~
- (オ) iOSとAndroid双方に対応すること。

エ ドライバーアプリ

- (ア) ドライバーアプリは乗務員に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降場所及び運行ルートを表示など）。また、予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。
- (イ) ドライバーアプリはiOSかAndroidいずれかに対応すること。
- (ウ) アプリ利用初心者でも容易に利用できること。
- (エ) その他、ドライバーの利便性を高める機能を有すること。

オ 運行管理機能（管理者Web）

- (ア) 管理者Webは指定のURLにアクセスすることで利用可能とすること。

- (イ) 車両予約：管理者Webにて運行車両の予約状況を確認できること。
 - (ウ) 利用者の情報：管理者Webにて利用者情報を登録、修正、削除できること。
 - (エ) 利用者予約：管理者Webにて利用者の予約状況を把握が可能で、予約情報を登録、修正、削除できること。
 - (オ) 車両管理：管理者Webにて運行する車両を登録、修正、削除が可能で、運行により取得する乗降データを出力できること。
 - (カ) 運行管理：異常発生時に管理者Webにて新規の予約受付停止が可能で、過去の運行記録についても確認ができること。
 - (キ) 運行実績：利用実績（日別・時間帯別等）を随時確認が可能で、利用実績（1件明細の乗降履歴・日別・時間帯別等）をCSV等のファイル形式でダウンロードすることができること。
- (6) 車載決済端末に関わる要件
- ア 運賃の支払いは、現金、回数乗車券及び交通系ICカード等のキャッシュレス決済とし、受注者は車内に車載決済端末を設置する。
 - イ クレジットカード決済についても、国内を含む主要なカードに対応できること。
- (7) 事業支援業務
- ア 業務進捗管理
 - 発注者と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。
 - イ 地域合意形成に向けた支援
 - 地域住民や地元交通事業者、関係各所（運輸支局等）への説明・協議に当たり、委託業務範囲（例：システムの使用方法や仕組み、予約方法等）に係る資料の準備や説明事項の整理に関し、相談・支援を行うこと。
 - ウ 交通事業者による運行体制構築に向けた支援
 - 運行業務を担う交通事業者への業務委託において、業務委託の内容の準備等に関し、相談・支援を行う（乗務員へのレクチャー等の支援含む）。
 - エ 利用促進に向けた支援
 - (ア) 利用者登録支援に向けたチラシ作成や、プレスリリース、住民説明会の実施に当たり、委託業務範囲に係る企画立案や、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談・支援を行うこと。
 - (イ) ①本庄市において新たな移動手段の確保に向けた提案（次世代モビリティ、自動運転バス等）、②児玉山間地域での公共交通の将来像、③共助交通・路線バス・タクシー等、市内の交通機関を組み合わせた新たな公共交通のあり方、④導入したAI配車システムの拡張機能、応用（MaaS、バスロケーションシステムなど）、⑤市が進める生活基盤におけるデジタル化とのAI配車システムとの連動（ICTを活用した高齢者のコミュニケーション推進等）、⑥収支率の改善（企業からの協賛金や広告収入など）等の観点において、必要に応じて助言・提案を行うこと。
 - カ 有人電話受付予約センターの設置
 - (ア) 将来の利用者拡大を見据え、~~1日当たり約160人の電話受付を想定し~~対応できる体制の構築・運営を行うこと（1日約50人を当初設定とし、利用状況に応じ、将来的に1日約160人までの電話受付予約に対応できるようにすること）。
 - (イ) 毎日午前8時から午後6時まで電話を受け付けること。
- ~~キ~~ 運行車両の手配

~~運行車両4台及び予備車両1台については、受託者又は受託者が指定する車両リース事業者が手配し、外装ラッピング(フルラッピング)を行うこと。履行期間中は、市が指定する運行事業者に貸与するものとする。なお、受託者又は受託者が指定する車両リース事業者が手配する車両の仕様については、本庄市交通政策協議会が指定する車両とする。ただし、運行車両4台及び予備車両1台の車両リース及び外装ラッピング(フルラッピング)の費用は、提案価格に含めないこと。別途、運行経費に係る補助として、市が負担することを想定する。~~

キ 車両調達の支援

受注者は、運行事業者に対し、令和7年4月1日の運行開始に向け、世界的な半導体不足や部品調達の遅延により、ワゴン車両の確保に遅延が生じないように車両調達の支援を行うこと。

ク 利用者登録

利用者登録について受付を行うこと。~~ただし~~また、観光など一時利用者を対象とした簡易な登録も可能とすること。

(8) 打合せ協議

業務に当たり、~~本庄市交通政策協議会事務局担当職員~~市との間で適時に十分な打合せを行うとともに、~~事務局~~市は業務期間中いつでも各種作業の進捗状況の報告を求めることができるものとする。また、定期的な打合せ会議を行い、必要に応じて改善提案を行うこととする。

(9) 個人情報の保護等

受注者は、個人情報が適切に管理されるよう必要な措置を講ずるとともに、この契約による事務処理上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。契約期間が満了し、又は契約が解除された後においても、同様とする。

5 成果物

本業務の成果物は、完了時に以下のとおり納品し、成果物の権利は、発注者に帰属する。なお、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果物の公表をしてはならない。

- ・プロジェクト計画書
- ・サービス説明書
- ・サービス利用規約
- ・システム設定書
- ・保守・運用体制
- ・ユーザーアプリマニュアル
- ・ドライバーアプリマニュアル
- ・管理者Webマニュアル
- ・乗降場所に関する地図
- ・業務報告書一式
- ・上記全成果物の電子データ(ワード・エクセル版、PDF版)
- ・ドライバータブレット 4台 予備1台
- ・車載決済端末 4台 予備1台

※その他委託作業により作成した資料一式については、その都度納品すること

6 成果物提出先

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号~~（本庄市都市整備部都市計画課内）~~
~~本庄市交通政策協議会事務局~~

7 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者から受注者に貸与するものとする。貸与資料については、破損、滅失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料やデータを外部に漏洩してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、「~~本庄市~~個人情報の保護に関する法律~~施行条例~~」（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等の抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(6) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して、若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願いを提出するものとする。

(7) 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後一括払いとする。（国及び県の補助事業の完了確定後となる。）

(8) その他

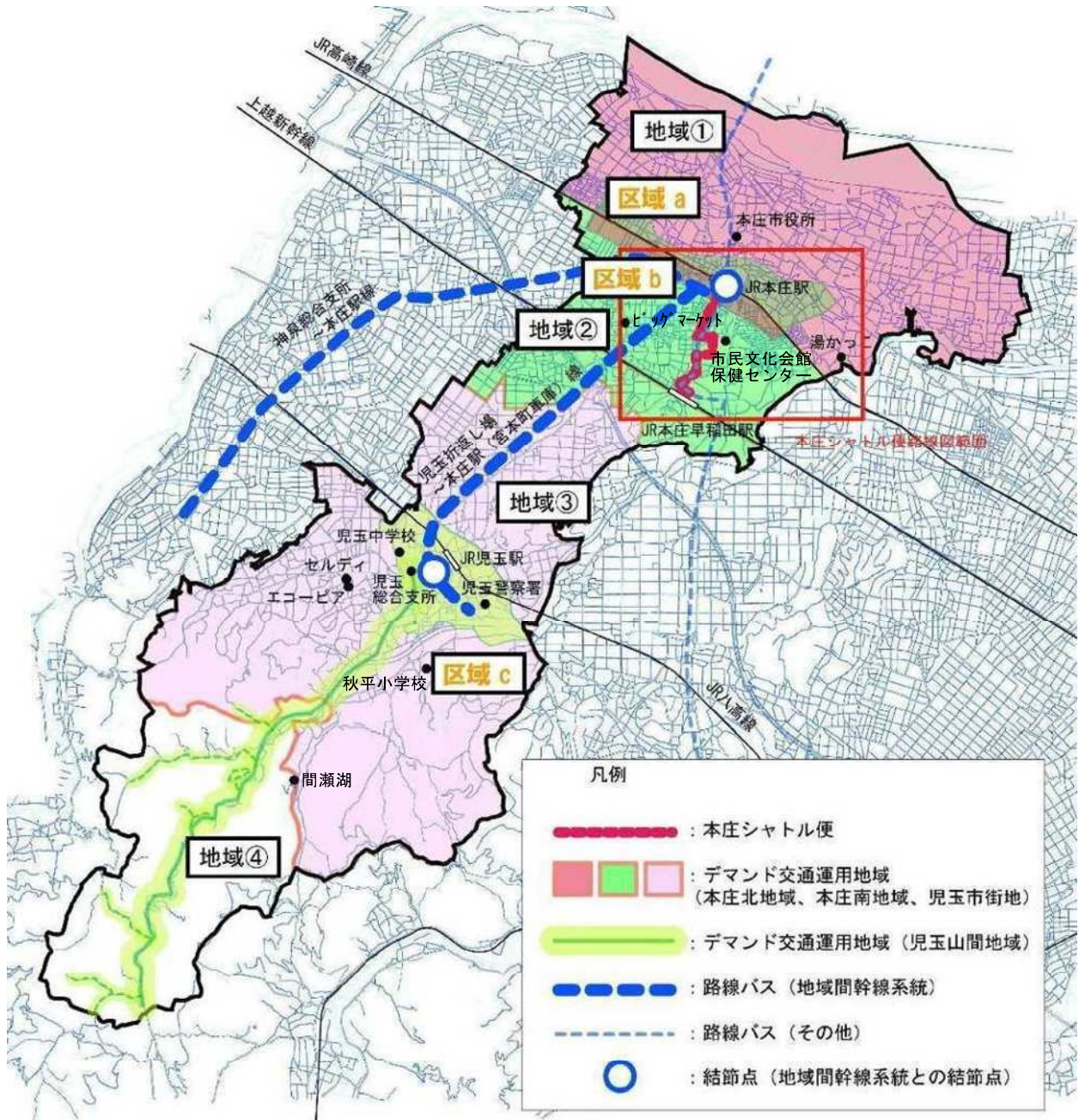
本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。

8 その他

AIデマンドバスシステムの詳細な要件については、別添2の仕様書の必須機能を満たすこと。

別添1「運行エリアの範囲」

※地域①②を「本庄地域」、地域③④を「児玉地域」とし、現行の4エリアを2エリアとする。



アクセシビリティ	「JIS X8341-3：2016」が規定する「レベルAA」に準拠するなどアクセシビリティに配慮したデザインであること。	○	
複製障害者支援	サービス利用するためのユーザ補助機能として、次のような機能を用意できること。 例) ・視覚障害者が自力でユーザ向けアプリ等を操作できる機能 ・各種機能をショートカットキーにより利用できる機能 など	○	
多言語対応	(多言語対応が必要な場合) 必要な言語を示す。	○	
認証資格	(対応する必要がある場合) SMS、プライバシーポリシーマークなど事業者における認証制度・評価制度への対応	○	※選択必須
データセンター	・データセンターは Tier 3が相当であり、建築基準法（昭和25 法律第 201号）の新規基準に適合していること。 ・データセンターの物理的所在を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。	○	
個人情報・情報セキュリティの遵守	個人情報保護法および○市情報セキュリティポリシーを遵守すること。	○	
アクセス・操作ログ	エラー情報の把握やUI/UXの改善に必要なとなるログ情報を取得すること。 管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。	○	
不正プログラム対策	システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウイルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。 システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。	○	
その他セキュリティ対策	個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること	○	
データ移行	システム更新（再構築）の場合、前システムからのデータ移行の条件を記載する。 例) 移行データの種類等 将来的なシステム移行等に備え、保持するデータについては政府相互運用性フレームワーク（GIF）に準拠するなど標準的なデータモデルに沿った形にすること。	○	※選択必須
サービス終了時・契約満了時等の対応	サービス開始後に利用者が入力した情報及び発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報については、契約終了後全て抽出し発注者に提供すること。 サービスを終了もしくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供の形態にすること。 (必要な場合) データ消去後に、当該データを保存していた記憶装置の物理的破壊を行うとともに、そのエビデンスを提出すること。 利用者からの申し出により、当該利用者に関する情報を全部または一部削除できる機能	○	※選択必須
利用規約等	利用規約への同意 利用規約の初回利用時やサービスに重要な変更を行った際には、利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとることができること。	○	
自動取得情報への同意	機器の個体番号やGPS位置情報等、利用者がサービスを利用した場合に自動的に取得する情報を明示するとともに、それら情報取得について同意をとることができること。（利用規約の確認を含む場合は不要）	○	
プライバシーポリシー	プライバシーポリシーを表示すること。	○	
問合せ機能	サービス内の問い合わせフォームなどから、問い合わせを行うことができること。	○	

ドライバークラウド機能	ドライバークラウド向けアプリ機能	お知らせ通知	利用者の希望条件で予約できない場合は、希望時間近くの空車状況を案内すること。 予約をもとに決定した配車データを即時に、管理システム及びドライバークラウドシステムへ共有すること。 予約日に予約内容をリマインド通知が可能であること。 車両の位置を通知することができること。 スマートフォンの利用者以外のお知らせ通知が可能であること。 (例) メールによる通知、電話番号への自動音声通知 など	○		
		運行支援	乗降場所及び運行ルートなどをナビゲーションする機能があること。 各乗降地点の乗客を確認することができること。 予約キャンセルがあった場合にドライバークラウドへ通知できること。 ドライバークラウドへの通知を音声で行う機能があること。 乗降時に、乗客を確認し記録できること。 乗客の料金や支払い方法（現金・回数券・オンライン決済など）などを記録できること。 事前にオンライン決済されている場合は、決済済であることを表示できる機能があること。 事前にオンライン決済されていない場合は、現金や交通系ICカードなどで、バス車内で運賃を支払えること。 事前にオンライン決済されていない場合におけるバス車内での運賃支払い方法として、QRコード決済等のキャッシュレス決済にも対応できること。 運行に遅延が発生している場合に、乗車予定者に遅延を通知することができること。 乗車予定者が予約時間に乗降地点に現れずに乗車した場合、通知することができること。 日報に必要な以下の情報を入力できること。 (例) 入庫・出庫時間やオドメーター値、回数券販売情報 など 電話で受け付けた予約内容を利用者自身ではなく管理者等によりシステムへ代理で登録することができること。 予約を受け付ける際に入力情報を活用できること。 予約を登録して登録する際に各車両に設定できること。 予約状況の一覧を表示できること。 予約のキャンセルが可能であること。	○		
		記録	日報に必要な以下の情報を入力できること。 (例) 入庫・出庫時間やオドメーター値、回数券販売情報 など 電話で受け付けた予約内容を利用者自身ではなく管理者等によりシステムへ代理で登録することができること。 予約を受け付ける際に各車両に設定できること。 予約を登録して登録する際に各車両に設定できること。 予約状況の一覧を表示できること。 予約のキャンセルが可能であること。	○		
管理システム	予約機能	電話による予約受付	電話で受け付けた予約内容を利用者自身ではなく管理者等によりシステムへ代理で登録することができること。 予約を受け付ける際に各車両に設定できること。 予約を登録して登録する際に各車両に設定できること。 予約状況の一覧を表示できること。 予約のキャンセルが可能であること。	○		
		予約受付・確認	電話で受け付けた予約内容を利用者自身ではなく管理者等によりシステムへ代理で登録することができること。 予約を受け付ける際に各車両に設定できること。 予約を登録して登録する際に各車両に設定できること。 予約状況の一覧を表示できること。 予約のキャンセルが可能であること。	○		
		運行計画	各車両の運行計画が一覧で表示できること。 運行計画は、地図画面上でルート表示ができること。 登録車両の一覧を表示し、登録・変更・削除ができること。 運行実績を随時確認でき、CSV等のファイル形式でダウンロードすることができること。 利用者へのお知らせを配信することができる機能 利用者の属性等により、利用料金を設定することができること。 他のMaaSアプリとの連携が可能でシステムであること。 専用アプリ以外に、SNSアプリ等から予約ができること。 回数券や定期券、デジタルクーポンなどを発行し、適用することができること。	○		
		運行計画（ルート）	各車両の運行計画が一覧で表示できること。 運行計画は、地図画面上でルート表示ができること。 登録車両の一覧を表示し、登録・変更・削除ができること。 運行実績を随時確認でき、CSV等のファイル形式でダウンロードすることができること。 利用者へのお知らせを配信することができる機能 利用者の属性等により、利用料金を設定することができること。 他のMaaSアプリとの連携が可能でシステムであること。 専用アプリ以外に、SNSアプリ等から予約ができること。 回数券や定期券、デジタルクーポンなどを発行し、適用することができること。	○		
		車両管理	登録車両の一覧を表示し、登録・変更・削除ができること。 運行実績を随時確認でき、CSV等のファイル形式でダウンロードすることができること。 利用者へのお知らせを配信することができる機能 利用者の属性等により、利用料金を設定することができること。 他のMaaSアプリとの連携が可能でシステムであること。 専用アプリ以外に、SNSアプリ等から予約ができること。 回数券や定期券、デジタルクーポンなどを発行し、適用することができること。	○		
		統計機能	運行実績の集計 連絡・通知機能 利用料設定等	○		
		連絡・通知機能	利用者へのお知らせを配信することができる機能 利用者の属性等により、利用料金を設定することができること。 他のMaaSアプリとの連携が可能でシステムであること。 専用アプリ以外に、SNSアプリ等から予約ができること。 回数券や定期券、デジタルクーポンなどを発行し、適用することができること。	○		
外部サービスとの連携	システムの拡張性	利用料設定等	利用者へのお知らせを配信することができる機能 利用者の属性等により、利用料金を設定することができること。 他のMaaSアプリとの連携が可能でシステムであること。 専用アプリ以外に、SNSアプリ等から予約ができること。 回数券や定期券、デジタルクーポンなどを発行し、適用することができること。	○		
		サービス連携	利用者へのお知らせを配信することができる機能 利用者の属性等により、利用料金を設定することができること。 他のMaaSアプリとの連携が可能でシステムであること。 専用アプリ以外に、SNSアプリ等から予約ができること。 回数券や定期券、デジタルクーポンなどを発行し、適用することができること。	○		
		回数券・クーポン券	回数券や定期券、デジタルクーポンなどを発行し、適用することができること。	○		

本庄市デマンド交通等運行事業実施仕様書（案）
（本庄シャトルバス運行時業）

本仕様書は、本庄市デマンド交通等運行事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 事業名

本庄市シャトルバス運行事業

2 目的

本庄市の将来都市構造において拠点となる「本庄駅周辺」と「本庄早稲田駅周辺」を結ぶ「拠点連携軸」として、本庄駅、本庄早稲田駅間を結ぶ本庄シャトルバスを運行することを目的とする。

3 事業概要

(1) 運行形態

道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、路線を定め、時刻表に基づいて運行する自動車による乗合旅客の運送（路線定期運行）とする。

(2) 運行日

ア 毎日

イ 気象状況等により安全な運行が確保できないと見込まれるときは、運行事業者の判断により運休とすることができる。この場合、運行事業者は、遅滞なく本庄市に報告する。

(3) 運行路線

J R 高崎線本庄駅南口駅前広場に設置するバス停と J R 上越・北陸新幹線本庄早稲田駅北口駅前広場に設置するバス停間を往復する路線とし、経路は本庄市交通政策協議会が別途定め、経路上のバス停は、運行事業者と本庄市が協議し、決定する。なお、バス停は、本庄市が設置する。

(4) 運行時間

午前9時から午後7時までとする。なお、時刻表は、運行事業者と本庄市が協議し、決定することとし、利用状況を確認しながら、利便性の向上に向けた定期的な見直しを行う。

(5) 運行車両

ア 事業に使用する車両（以下「常用車両」という。）及び常用車両が事故等で使用できない時に運行する車両（以下「予備車両」という。）は、本庄市交通政策協議会が指定するワゴン車両とする。

イ 運行事業者は、車両リース会社とリース契約を締結する、または、車両を取得することで、常用車両及び予備車両を使用する。

ウ 常用車両及び予備車両は、下記の保険に加入するものとし、加入手続及び保険料の支払いは、運行事業者が行う。

対人賠償	無制限
------	-----

対物賠償	無制限
人身傷害	3,000 万円以上

エ 運行事業者は、常用車両及び予備車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応する。

オ 運行に当たっては、本庄シャトルバスであることが分かるように外装ラッピング（フルラッピング）をするものとする。

(6) 乗継券

ア 運行事業者は、本庄市交通政策協議会が別途定める乗継券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、デマンドバスの運行事業者及び本庄市と協議し、決定する。

イ 運行事業者は、本庄市交通政策協議会が別途定める利用者に対して、乗継券を交付する。

ウ 運行事業者は、利用者がデマンドバス等で交付された乗継券等を提示した際には、記載事項を確認の上、不備がなければ受領し、本庄市交通政策協議会が別途定める割引等を運賃に反映させる。

(7) 回数乗車券

ア 運行事業者は、本庄市交通政策協議会が別途定める回数乗車券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、デマンドバスの運行事業者及び本庄市と協議し、決定する。

イ 運行事業者は、回数乗車券を販売する。なお、販売方法等詳細な事項は、デマンドバスの運行事業者及び本庄市と協議し、決定する。

(8) 運賃（利用料金）

ア 運賃は、本庄市交通政策協議会が別途定める。なお、運賃の支払いは、現金、回数乗車券及び交通系 IC カード等のキャッシュレス決済とし、車内に料金箱及び車載決済端末を設置する。

イ 料金箱及び車載決済端末の設置場所、サイズ等詳細な事項は、運行事業者と本庄市が協議し、決定する。

ウ 運賃は、決済手数料を差し引き全額、運行事業者の収入とする。

エ 運行事業者は、運賃等の収受に対し、釣銭の準備をする。

(9) 運送対象者（利用者）

ア 運送対象者は、原則として一人で乗り降り可能な方（介護者が同乗する場合はこの限りでない。）とする。

イ 次に該当する場合は、原則として利用できないものとし、利用を拒否できるものとする。

(ア) ペットを同乗させる場合

(イ) 他の利用者に危害が及ぶおそれがあると判断できる場合

(ウ) その他適正な運行を妨げるおそれがあると判断できる場合

4 事業内容

- (1) 運行に関すること
運行事業者は、時刻表に基づき、円滑な運行を実施する。
- (2) 車内掲示に関すること
運行事業者は、運行する車両の中に、路線図、運賃等の運行に係る情報を掲示する。
- (3) 実施報告に関すること
 - ア 運行事業者は、道路運送法施行規則第51条の18第2項に基づく日報を月ごとに集計した報告書（月報）を翌月5日（5日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市に提出する。
 - イ 運行事業者は、本庄市から事業に関する資料等の提供の要求があった場合は、速やかに提出する。
- (4) 事業責任者の選任に関すること
 - ア 運行事業者は、事業の責任者として、事業責任者を配置する。
 - イ 事業責任者は、本庄市との連絡調整を行い、事業を円滑に実施できるよう対応する。
- (5) 地域特性の把握
運行事業者は、より安全・円滑に事業を実施できるように、運行区域の道路状況や地理的特性を把握する。
- (6) 運行事業の推進に関すること
運行事業者は、事業の趣旨を理解し、本事業を積極的に推進する。

5 補助金

本庄市は、運行実績（運行事業者の運行経費から運賃収入等の収入を差し引いた額）に応じて、別途定める補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

6 一般的注意事項

- (1) 公共交通の意識
運行事業者は、事業を実施するに当たり、公共交通の一つを担うという意識を持ち、利用者の立場にたった対応を心がける。
- (2) 関係法令の遵守
運行事業者は、事業を実施するに当たり、道路運送法・道路運送法施行令・道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守する。
- (3) 信義誠実の義務
運行事業者は、信義を重んじて誠実に事業の実施に取り組む。
- (4) 個人情報の保護等
運行事業者は、事業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。なお、このことは、事業が終了した後においても同様とする。
- (5) 貸与物品の取扱い
運行事業者は、本庄市から借用して使用する物品等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、き損・滅失等をした場合、その原因が運行事業者の故意又は過失に

よるときは、その修理等に係る費用は運行事業者が負担する。

(6) 事業従事者への指導教育

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事業に従事する者に対して、必要な指導や教育を実施し、本庄シャトルバスの運行に支障を来たさないよう万全を期する。

(7) 事故の防止

運行事業者は、事業を実施するに当たり、安全管理を徹底するとともに事故を未然に防止するよう最大限努める。

(8) 事故等の報告

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事故が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに本庄市に報告する。

(9) 賠償責任

運行事業者は、事業の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、一切の責任を負う。ただし、運行事業者の責によらないものは、この限りではない。

(10) 苦情等への対応

運行事業者は、本庄シャトルバス利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに苦情の処理について苦情等処理報告書を作成し、定期的に本庄市へ提出する。

7 数値目標の達成に向けた取組

(1) 利用者数

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和3年度）の利用者数に年間の伸び率1%を乗じた値を目標値として設定し、数値目標の達成に向けた取組を企画し、毎年度、本庄市へ提出する。

(2) 満足度

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和3年度）の満足度で「やや不満・不満」と回答した者の割合が、「満足・やや満足」へ転換するよう、数値目標の達成に向けた取組を企画し、毎年度、本庄市へ提出する。

(3) 収支率

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和3年度）の収支率が現状値以上となるよう、数値目標の達成に向けた取組を企画し、毎年度、本庄市へ提出する。

(4) 認知度

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和3年度）の認知度で「知らない」と回答した者の割合が、「知っている」へ転換するよう、数値目標の達成に向けた取組を企画し、毎年度、本庄市へ提出する。

8 その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本庄市と運行事業者が相互に協議の上、定めるものとする。

事業評価の概要（評価制度の説明）

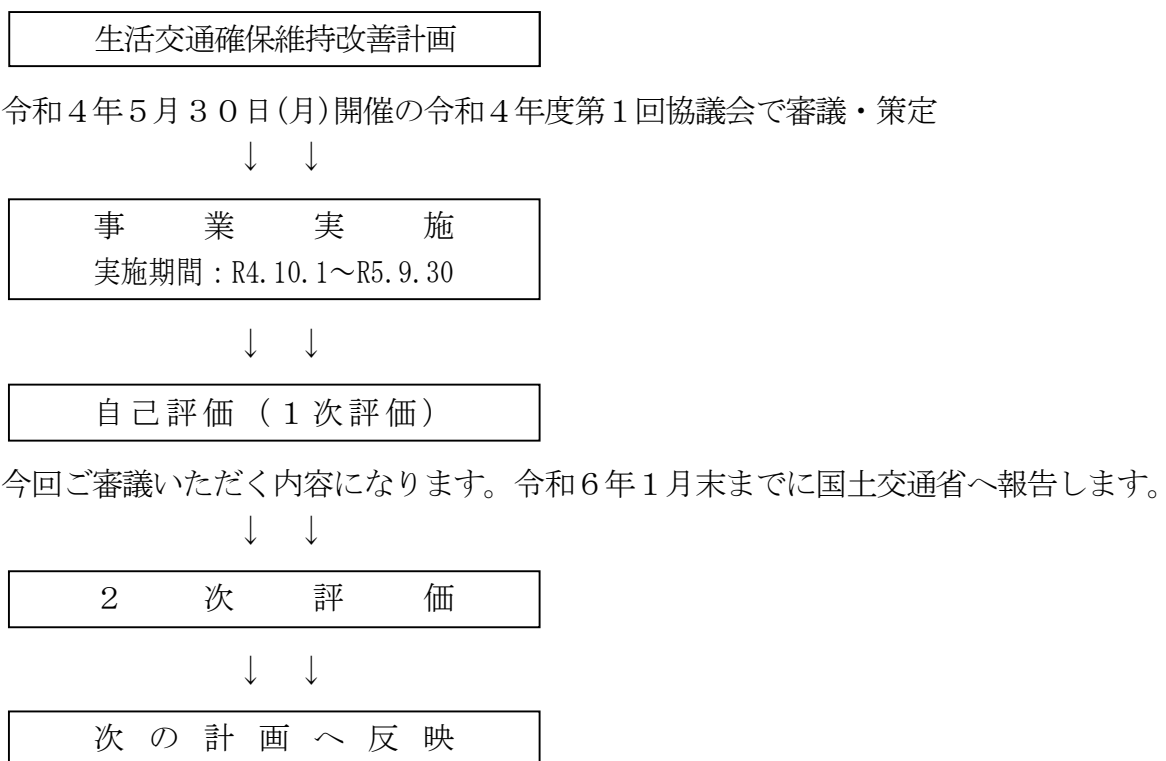
○事業評価の位置付け

本庄市交通政策協議会が策定する「生活交通確保維持改善計画」（デマンドバス及びシャトルバスの運行計画）は、国の地域公共交通確保維持改善事業の支援を受けて進めているものです。該当する事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、自己評価の結果を国に報告することになっています。

また、自己評価（1次評価）は、国の設置する第三者評価委員会の審議を経て2次評価結果として協議会に通知され、評価結果を地域公共交通計画の別紙に反映することとされています。

○事業評価の流れ

生活交通確保維持改善計画と事業評価との関係は、下記のとおりです。



令和6年5月（予定）協議会を開催。評価結果を踏まえ、令和7年度分の地域公共交通計画の別紙を策定。対象期間は令和6年10月1日～令和7年9月30日となります。

令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 (地域公共交通計画 / 生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和6年1月24日

協議会名: 本庄市交通政策協議会
 評価対象事業名: 地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金

① 運行事業者	② 事業概要	③ 前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④ 事業実施の適切性	⑤ 目標・効果達成状況	⑥ 事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
朝日自動車(株)	デマンド型交通「はにぼん号」 営業区域: 本庄北地域 運行日: 月曜～土曜 運行時間帯: 8時～17時 運賃: 300円	○利用者数の目標未達成につき、路線の再編やダイヤ、運行方法の見直しの議論を行い、周辺環境や行動特性の変化などに対応すべきとの評価結果を受け、「本庄市地域公共交通計画」(令和5年3月策定)に、「デマンドバス予約システムの改善」や「デマンドバスの運行形態の見直し」等の施策事業を位置付けた。	A	C	
	デマンド型交通「はにぼん号」 営業区域: 本庄南地域 運行日: 月曜～土曜 運行時間帯: 8時～17時 運賃: 300円		A	C	事業が計画に位置付けられなかった。 目標①: 利用実績値の向上 (利用者数13,000人) 実績: 10,561人 分析: 利用者数は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「新しい生活様式」の定着に加え、予約に関する不満が理由と考えられる。 目標②: 利用者満足度の向上 (満足: 85%以上、不満足: 現状より減少) 実績: 満足31.3%、不満足38.4%
	デマンド型交通「はにぼん号」 営業区域: 児玉市街地 運行日: 月曜～土曜 運行時間帯: 8時～17時 運賃: 300円		A	C	分析: 昨年度 (満足60%、不満足8%) に比べ、大幅に減少している。これは、アンケート対象の変更 (R4利用者、R5無作為抽出された市民3,000人) により、デマンドバスを定期的に利用しない層の意見も反映されたためと考えられる。不満の理由としては、予約に関する意見が最も多く寄せられている。
	デマンド型交通「もといずみ号」 営業区域: 児玉山間地域 運行日: 月曜～土曜 運行時間帯: 8時～17時 運賃: 300円		A	C	

<p>本庄観光(株)</p>	<p>本庄シャトル便「はにぼんシャトル」 系統：本庄駅南口～本庄早稲田駅北口(3km) 運行回数：13.5回/日 運賃：200円</p>	<p>○利用者数の目標未達成につき、路線の再編やダイヤ、運行方法の見直しの議論を行い、周辺環境や行動特性の変化などに対応すべきとの評価結果を受け、「本庄市地域公共交通計画」(令和5年3月策定)に、「シャトルバスの時刻表の定期的な見直し」等の施策事業を位置付けた。 ○時刻表の見直し(令和4年10月1日改定)により、利便性の向上を図った。</p>	<p>A</p> <p>事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。</p>	<p>C</p> <p>事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった。 目標①：利用者数16,000人(実績：11,392人) 分析：利用者数は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「新しい生活様式」の定着により、目標には達していないが、昨年度に比べ、増加傾向にある。これは、時刻表の見直しの効果によると考えられる。 目標②：利用者満足度の向上(満足：85%以上、不満足：現状より減少) 実績：満足34.2%、不満足35.1% 分析：昨年度(満足35%、不満足2%)に比べ、減少している。これは、アンケート対象の変更(R4利用者、R5無作為抽出された市民3,000人)により、シャトルバスを定期的に利用しない層の意見も反映されたためと考えられる。不満の理由としては、鉄道との乗り継ぎや運行時間帯に関する意見が多く寄せられている。</p>	<p>シャトルバスの時刻表の定期的な見直しが課題であり、令和4年10月1日から、新幹線の到着時間に合わせた時刻表への見直しを行っており、利用状況を確認しながら、利便性向上のための改善を図る。</p>
----------------	---	---	--	--	---

事業実施と地域公共交通計画／生活交通確保維持改善計画との関連について

令和6年1月24日

協議会名：	本庄市交通政策協議会
評価対象事業名：	地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	本市の市内公共交通ネットワークを充実させるためには、基軸となる路線バスに接続するライダーシステムの運行が必要である。ライダーシステムの運行により、公共交通を乗り継ぐことで市内を快適に移動することが可能になる。市内公共交通ネットワークを充実させることで交通不便地域を解消し、また、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保する。

令和5年度 本庄市地域公共交通活性化協議会（埼玉県本庄市） （地域内ライダーシステム確保維持事業）

地域の公共交通等の現況・課題

現在、本市の主要拠点間の移動手段は、本庄地域と児玉地域(平成18年に本庄市と児玉町との合併により現本庄市となる。)の間を結ぶ路線バスが担っている。しかし、急速な少子高齢化の進展や人口の減少、マイカーの利用を前提とした生活スタイルの定着等により、公共交通の利用は減少傾向にあり、その維持・確保が課題となっている。

交通計画の基本的な方針／定性的な目標

路線バスといった幹線移動軸に接続する公共交通サービスを確保し、公共交通ネットワークを充実させることで、高齢者等の交通弱者の自立的な日常移動の支援や公共交通不便地区の解消を図る。

【評価指標・目標値】

- 利用者数（利用実績値の向上）
 - ・デマンドバス：13,000人 ・シャトルバス：16,000人
 - ・地域間幹線系統（朝日自動車(株)路線バス）：前年度対比で増加
- 利用者満足度（運行サービスに対する利用者満足度の向上）
 - ・デマンドバス：満足：85%以上、不満：現状より減少
 - ・シャトルバス：満足：85%以上、不満：現状より減少

【当該指標・目標値を設定した理由】

・デマンドバス、シャトルバスともに、これまで最も多かった利用者数を目標値とし、市内公共交通ネットワークの充実を測るための指標として地域間幹線系統の利用者数を設定。利用者のニーズに応じた運行サービスとなっているかを評価するため利用者満足度を指標とする。

【効果】

- ・デマンドバスの運行により、交通不便地域の解消が図れ、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。
- ・既存路線バス、デマンドバス及びシャトルバスの相互の乗り継ぎにより、公共交通での市内移動が快適に行えるネットワークが形成される。

目標を達成するために行う事業の今年度実施状況

【デマンドバス】

- ・「本庄市地域公共交通計画」（令和5年3月策定）に、「デマンドバス予約システムの改善」や「デマンドバスの運行形態の見直し」等の施策事業を位置付けた。

【シャトルバス】

- ・「本庄市地域公共交通計画」（令和5年3月策定）に、「シャトルバスの時刻表の定期的な見直し」等の施策事業を位置付けた。
- ・時刻表の見直し（令和4年10月1日改定）により、利便性の向上を図った。

アピールポイント

路線バス(地域間幹線系統)、デマンドバス及びシャトルバス(相互乗り継ぎの促進を図るため、豊富な割引メニューを用意している)。



一部山村指定

面積	89.69km ²
人口 (R5.4.1時点)	77,473人
15歳未満	8,659人
65歳以上	22,649人
高齢化率	29.2%

交通計画の計画期間

令和5年4月～令和10年3月

協議会開催状況

令和4年5月30日

- ・協議会において令和5年度生活交通確保維持改善計画を承認

令和5年度

第1回(令和5年5月26日)

- ・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請について

第2回(令和5年7月26日)

- ・群馬県富岡市乗合タクシー「愛タク」視察報告
- ・群馬県前橋市「自動運転バス及びGunMaaS」視察報告
- ・乗合送迎サービス「チョイソコ」について

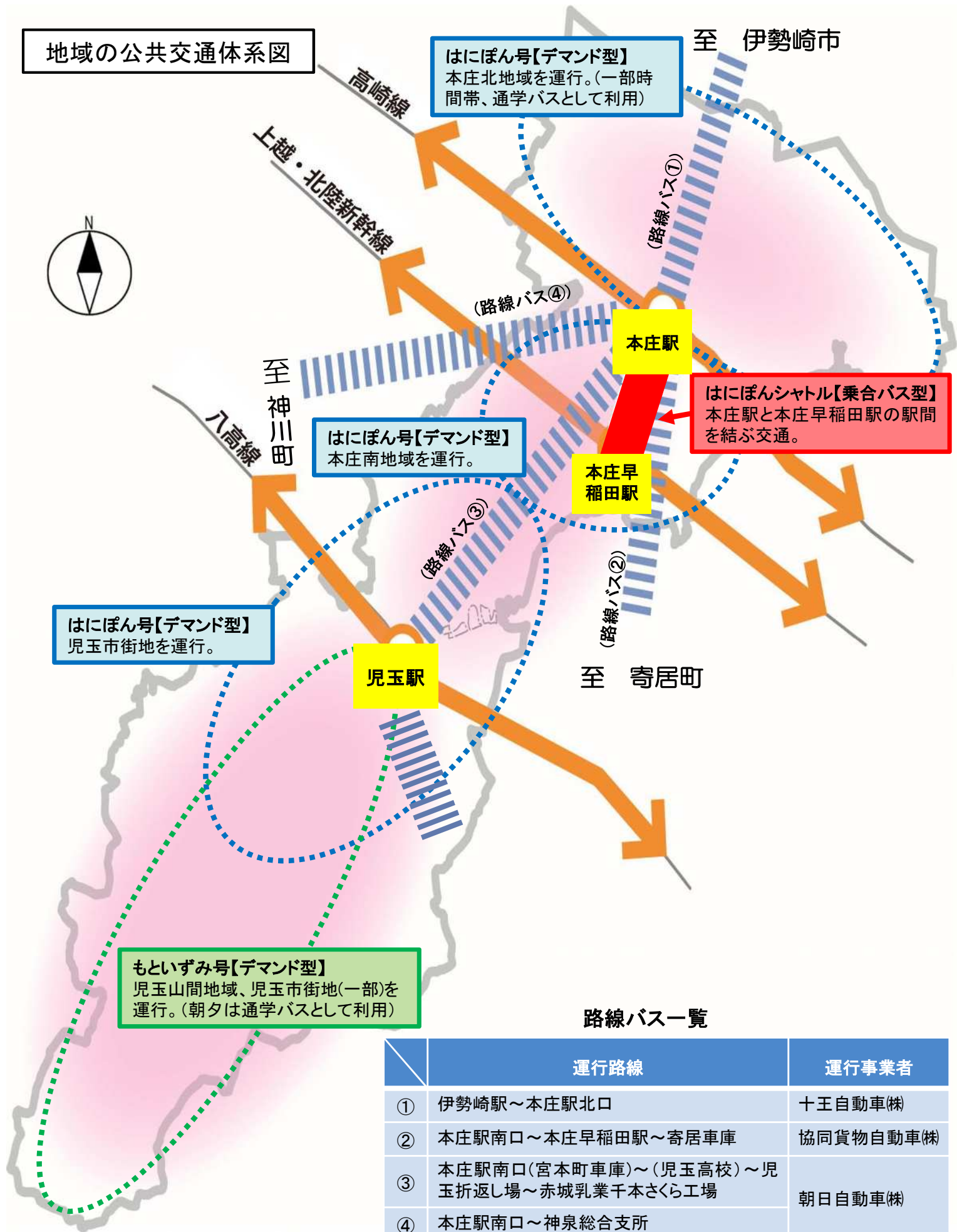
第3回(令和5年10月2日)

- ・群馬県明和町「チョイソコめいわ」視察報告

第4回(令和6年1月24日)

- ・デマンドバス及びシャトルバスの仕様書(案)
- ・令和5年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について
- ・本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について

地域の公共交通体系図



路線バス一覧

	運行路線	運行事業者
①	伊勢崎駅～本庄駅北口	十王自動車(株)
②	本庄駅南口～本庄早稲田駅～寄居車庫	協同貨物自動車(株)
③	本庄駅南口(宮本町車庫)～(児玉高校)～児玉折返し場～赤城乳業千本さくら工場	朝日自動車(株)
④	本庄駅南口～神泉総合支所	

補助対象事業の運行系統図

デマンド交通営業区域 … 本庄市域

デマンド交通運用地域

本庄北地域	地域①、区域b及び区域bに近接する公共施設(「保健センター」、 「市民文化会館」)に設置する乗降ポイント間を運行する。
本庄南地域	地域②、区域a及び区域aに近接する公共施設(「本庄市役所」、 「湯かっこ」)に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉市街地	地域③並びに地域③に近接する「間瀬湖」及び商業施設「ビッグマ ーケット」に設置する乗降ポイント間を運行する。 ただし、1日1往復に限り、「児玉総合支所」、「湯かっこ」に設置する 乗降ポイント間を運行する。
児玉山間地域	県道秩父児玉線の「いろは橋折返し場」に設置する乗降ポイントを 起点、「児玉総合支所」に設置する乗降ポイントを終点として同県道を 往復することを基本とし、地域④に設置する乗降ポイントと同県道沿 いに設置する乗降ポイント、区域cに設置する乗降ポイント及び区域c に近接する公共施設(「セルディ」、「エコーピア」、「秋平小学校」)、商 業施設、医療施設に設置する乗降ポイント間を運行する。

地域① … JR高崎線以北の地域

地域② … JR高崎線以南の本庄地域

地域③ … 児玉地域のうち児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上を除く
地域

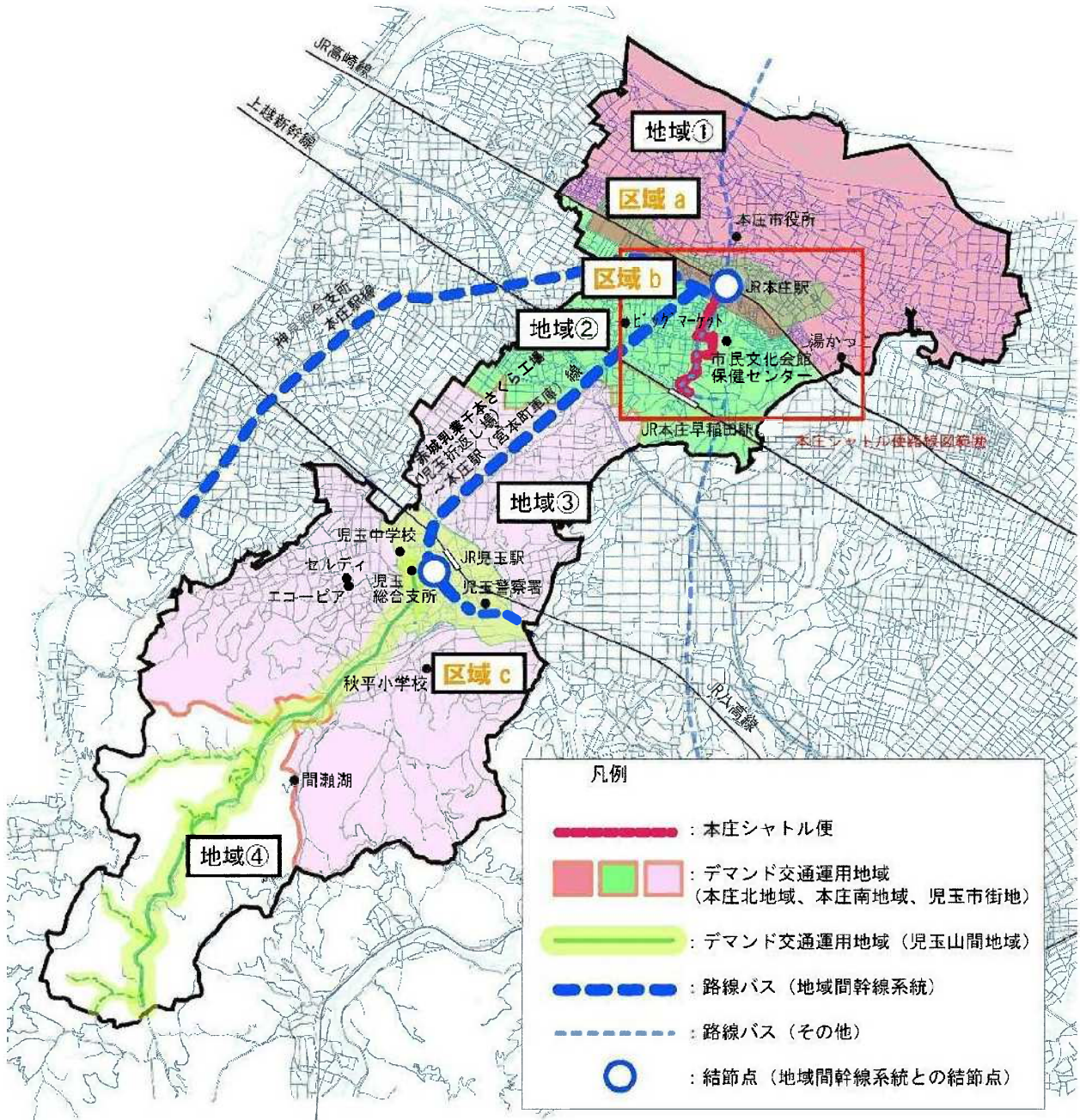
地域④ … 児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上

区域a … 南をJR高崎線、北を県道勅使河原本庄線(旧中山道)、西を蛭子塚通り
線、東を国道17号と県道藤岡本庄線(南大通り線)で囲まれる地域

区域b … 北をJR高崎線、南を二本松通り線、西を蛭子塚通り線、東を県道藤岡本
庄線(南大通り線)で囲まれる地域

区域c … 国道254号以南の児玉町児玉、八幡山、吉田林

表1 添付図面



本庄シャトル便 路線図

<路線概要>

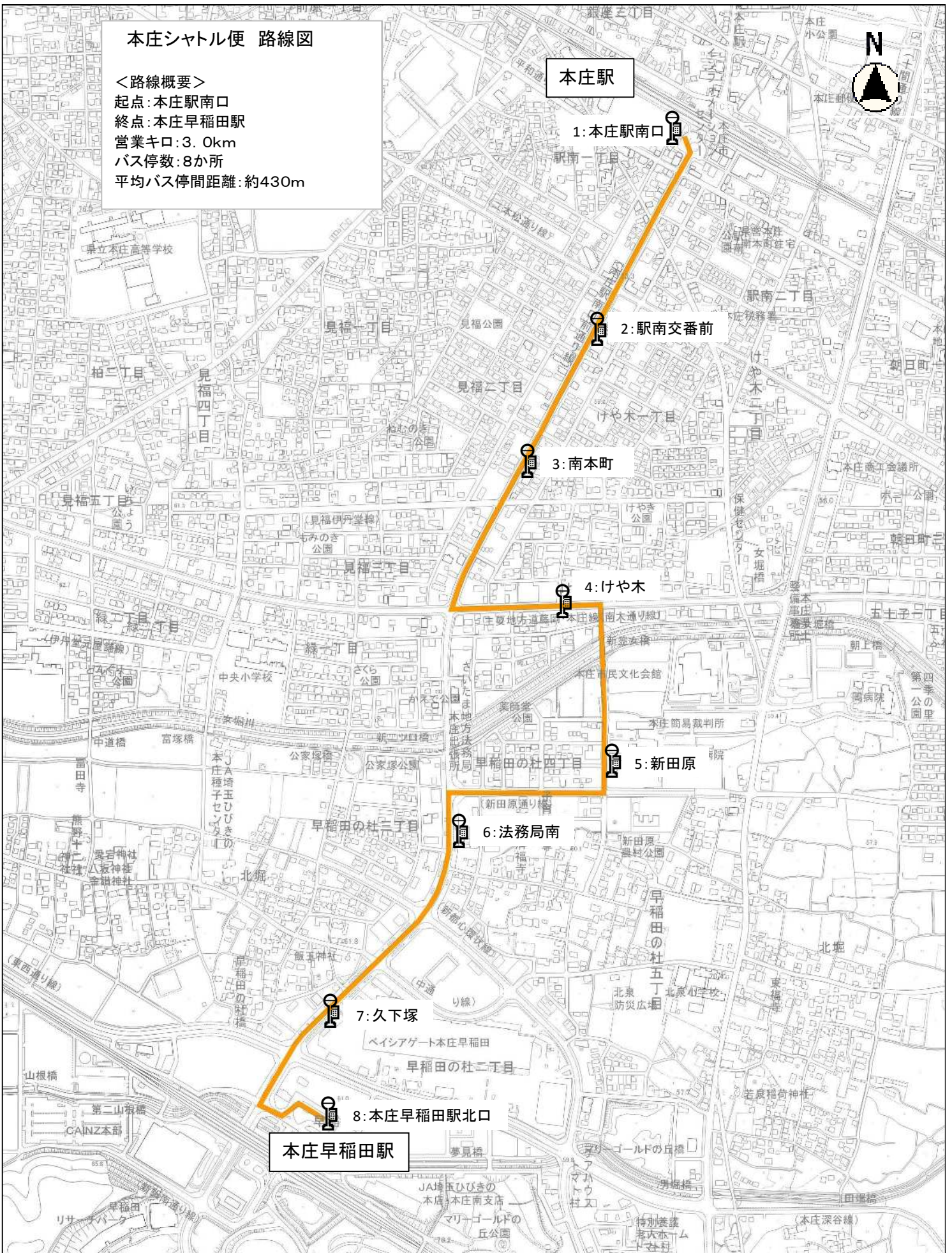
起点: 本庄駅南口

終点: 本庄早稲田駅

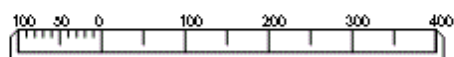
営業キロ: 3.0km

バス停数: 8か所

平均バス停間距離: 約430m



縮尺 1 : 9000



デマンド交通・シャトル便 利用者数
(令和5年度 生活交通確保維持改善計画)

①デマンド交通(はにぼん号・もといずみ号) 利用者数

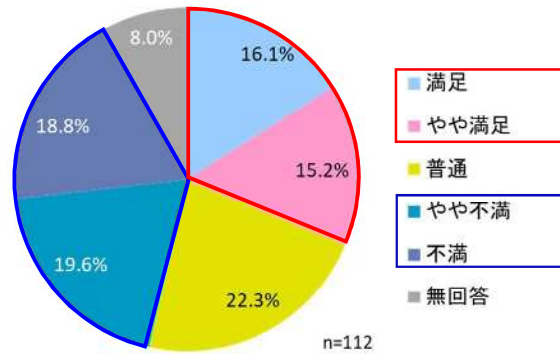
運行日数	令和4年												令和5年												合計	前年比
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
	23日	24日	24日	23日	22日	26日	24日	24日	26日	25日	26日	24日	23日	24日	24日	23日	22日	26日	24日	24日	26日	25日	26日	24日		
はにぼん号 (本庄北)	323	363	393	299	335	366	383	358	389	339	358	391	14.0	15.1	16.4	13.0	15.2	14.1	16.0	14.9	15.0	13.6	13.8	16.3	291日	6.6%
はにぼん号 (本庄南)	344	336	342	267	311	352	332	290	324	310	324	317	344	336	342	267	311	352	332	290	324	310	324	317	3,849	-0.8%
はにぼん号 (児玉市街地)	195	138	191	133	161	182	160	177	127	112	149	131	8.5	5.8	8.0	5.8	7.3	7.0	6.7	7.4	4.9	4.5	5.7	5.5	1,856	-7.1%
もといずみ号 (児玉山間)	43	43	38	43	35	50	46	37	49	55	85	35	43	43	38	43	35	50	46	37	49	55	85	35	559	-27.7%
市内合計	905	880	964	742	842	950	921	862	889	816	916	874	39.3	36.7	40.2	32.3	38.3	36.5	38.4	35.9	34.2	32.6	35.2	36.4	10,561	-1.1%
1日平均	1.9	1.8	1.6	1.9	1.6	1.9	1.9	1.5	1.9	2.2	3.3	1.5	1.9	1.8	1.6	1.9	1.6	1.9	1.9	1.5	1.9	2.2	3.3	1.5	36.3	-0.6%
参考 (R4年度)																									293日	6.6%
参考 (R4年度)																									4,030	7.0%
参考 (R4年度)																									13.8	-0.8%
参考 (R4年度)																									3,879	0.2%
参考 (R4年度)																									13.2	-7.1%
参考 (R4年度)																									6.8	-6.2%
参考 (R4年度)																									773	-27.7%
参考 (R4年度)																									2.6	-26.1%
参考 (R4年度)																									10,680	-1.1%
参考 (R4年度)																									36.5	-0.6%

②シャトル便(はにぼんシャトル) 利用者数

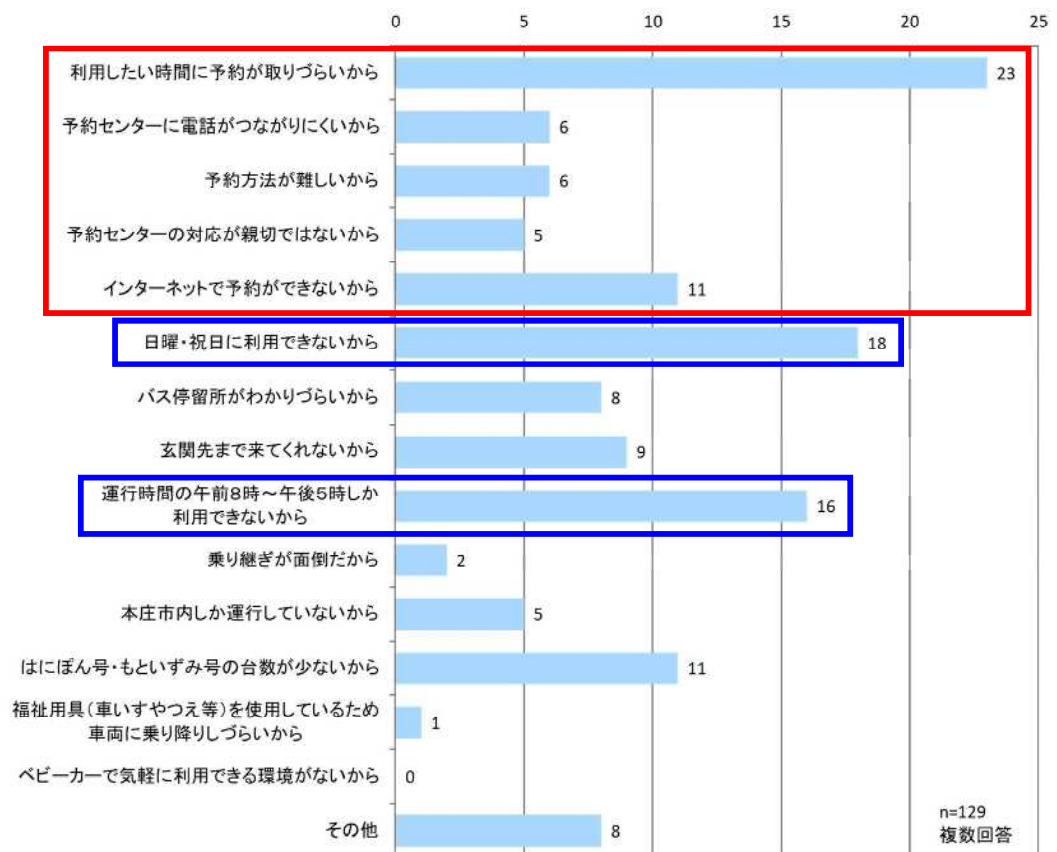
運行日数	令和4年												令和5年												合計	前年比
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
	31日	30日	31日	31日	28日	31日	30日	30日	31日	30日	31日	30日	31日	30日	31日	31日	28日	31日	30日	30日	31日	30日	31日	30日		
シャトル便	1,034	959	995	882	857	994	867	890	954	1,019	963	978	33.4	32.0	32.1	28.5	30.6	32.1	28.9	28.7	31.8	32.9	31.1	32.6	11,392	2.1%
1日平均	33.4	32.0	32.1	28.5	30.6	32.1	28.9	28.7	31.8	32.9	31.1	32.6	33.4	32.0	32.1	28.5	30.6	32.1	28.9	28.7	31.8	32.9	31.1	32.6	31.2	2.0%
参考 (R4年度)																									365日	2.1%
参考 (R4年度)																									11,160	2.0%
参考 (R4年度)																									30.6	2.0%

【問③】 【利用したことがあると回答した方のみ】 デマンドバスの満足度と不満な場合はその理由

「やや不満・不満」と回答した方が「満足・やや満足」と回答した方より多くなっています。また、「やや不満・不満」と回答した方の不満理由としては、予約に関する内容が最も多く、次に運行日・運行時間帯に関する不満が多く寄せられています。



《「やや不満・不満」と回答した方の不満理由》

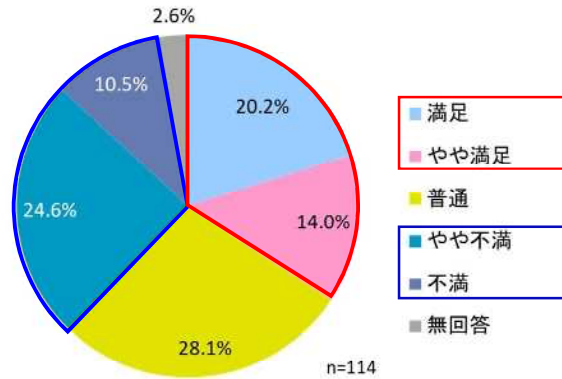


※いくつでも選択可

第4章 各種意識調査の結果

【問③】 【利用したことがあると回答した方のみ】 シャトルバスの満足度と不満な場合はその理由

「満足・やや満足」と回答した方と「やや不満・不満」と回答した方の割合が同程度となっています。また、「やや不満・不満」と回答した方の不満理由としては、運行本数が少ないことその他、鉄道との乗り継ぎや運行時間帯に関する意見が多く寄せられています。



《「やや不満・不満」と回答した方の不満理由》



※いくつでも選択可

本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について

○改正の理由

本庄市交通政策協議会は、道路運送法施行規則に規定する「地域公共交通会議」及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する「法定協議会」を兼ねる協議会であり、本庄市副市長が会長を務めています。

「地域公共交通会議」及び「法定協議会」は、地域の移動ニーズに合った公共交通サービスを実現するために関係者が協議を行うことは同一であり、必ずしも市職員を会長に選任することは法令上求められていません。

今後は、様々な関係者がそれぞれの立場から、「本庄市地域公共交通計画」に基づく事業をより良くするためのアイデアを出し合うことが望まれます。より良い地域公共交通の実現のためには、多様な関係者の意見を反映させることが必要である一方、専門的な内容も多いことから、会長について、学識経験を有する者を選任することができるよう、本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正をするものです。

○改正の内容

第5条（役職）の規定を、協議会の会長について、学識経験を有する者を選任することができるよう改めます。また、学識経験者が会長となることに伴い、これまで学識経験者が選任されていた顧問の役職を削ります。

○施行予定日

令和6年4月1日

本庄市交通政策協議会設置要綱

平成24年1月20日

告示第17号の2

(設置)

第1条 市内の交通の実態について調査及び研究を行い、本市の交通政策のあり方を協議することにより、住民の利便性及び生活環境の向上に寄与するため、本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会を兼ねるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な交通政策の検討及び推進に必要と認められる事項に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (3) 生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施の調整に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な交通手段の態様及び運賃、料金等の検討に関すること。
- (5) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (6) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (7) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 協議会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 本庄警察署長又はその指名する者
- (8) 児玉警察署長又はその指名する者
- (9) 国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者
- (10) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (11) 国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者
- (12) 道路管理者
- (13) 学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱、又は任命した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 協議会に会長及び顧問を1人ずつ1人を置き、~~それぞれ次に掲げる者~~第3条第2項第13号の者のうち、学識経験を有する者をもって充てる。

~~(1) 会長 第3条第2項第1号の者~~

~~(2) 顧問 第3条第2項第13号の者のうちから会長が選任するもの~~

2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

~~3 顧問は、協議会における協議事項に対し、指導又は助言を行う。~~

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

（協議結果の尊重義務）

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第10条 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金その他の収入をもって充てる。

（監査）

第11条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

本庄市交通政策協議会設置要綱新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>本庄市交通政策協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成24年1月20日 告示第17号の2</p> <p>第1条～第4条 略 (役職)</p> <p>第5条 協議会に会長及び顧問を1人ずつ置き、それぞれ次に掲げる者 _____をもって充てる。</p> <p>(1) 会長 <u>第3条第2項第1号の者</u></p> <p>(2) 顧問 <u>第3条第2項第13号の者のうちから会長が選任するもの</u></p> <p>2 略</p> <p>3 顧問は、協議会における協議事項に対し、指導又は助言を行う。</p> <p>第6条～第14条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>本庄市交通政策協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成24年1月20日 告示第17号の2</p> <p>第1条～第4条 略 (役職)</p> <p>第5条 協議会に会長 <u>1人</u>を置き、<u>第3条第2項第13号の者のうち、 学識経験を有する者をもって充てる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 略</p> <p>(削る)</p> <p>第6条～第14条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">略</p>